

○農林水産省告示第六十二号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三十条第一項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（平成二十年五月十三日農林水産省告示第七百一十号）（JAS 〇七〇一）の一部を次のように改正し、同法第七十条第一項の規定に基づき、公布する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

1 この告示は、令和二年九月二十九日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の単板積層材の日本農林規格により格付の表示が付された単板積層材については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十三年十月十一日農林水産省告示第五百九十八号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

1 この告示は、令和二年九月二十九日から施行する。

（経過措置）

2 令和二年六月一日農林水産省告示第六十二号（単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条（同令第十五条において準用する場合を含む）の規定に基づき、単板積層材についての取扱業者の認証の

技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十五号）の一部を次のように改正し、令和二年九月二十九日から施行する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条（同令第五十七条において準用する場合を含む）の規定に基づき、単板積層材についての検査方法（昭和六十三年十月十一日農林水産省告示第五百九十七号）の一部を次のように改正し、令和二年九月二十九日から施行する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三十条第一項の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年七月八日農林省告示第六百号）（JAS 〇六〇〇）の一部を次のように改正し、同法第七十条第一項の規定に基づき、公布する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

1 この告示は、令和二年九月二十九日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格により格付の表示が付された枠組壁工法構造用製材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六十七号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和四十九年八月六日農林省告示第七百五十七号）の一部を次のように改正し、令和二年九月二十九日から施行する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条（同令第五十五条において準用する場合を含む）の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十七号）の一部を次のように改正し、令和二年九月二十九日から施行する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条（同令第五十七条において準用する場合を含む）の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法（平成三年六月二十六日農林水産省告示第八百七十三号）の一部を次のように改正し、令和二年九月二十九日から施行する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第七十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第九十八号）第一条第一号の規定に基づき同号の農林水産大臣が指定する馬を次のように定める。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第一条第一号の農林水産大臣が指定する馬は、食用に供しない馬とする。

附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

○経済産業省告示第二百二十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和二年五月十二日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したため、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十七条の規定に基づき、公布する。

令和二年六月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

登録番号	氏名	登録番号	氏名
419886	金井 奈穂	419887	只野 由晃
419888	沖田 正博	419889	木野 努
419890	栗原 正道	419891	作山 寛
419892	澤井 潔	419893	東原 啓介
419894	細川 浩志	419895	本庄 恭子
419896	佐藤 纈	419897	林 修
419898	木立 淳司	419899	山部 浩平
419900	林 隆大	419901	中田 紀夫
419902	篠田 直和	419903	山本 克巳
419904	菅原 泰久	419905	西出 聖子
419906	関野 雅之	419907	早田 直子
419908	町田 孝陽	419909	藤田 哲久
419910	下河原 涉	419911	湯浅 尚子
419912	菅根 雄樹	419913	箱山 尚
419914	中元 崇史	419915	大澤 能弘
419916	宮田 昌尚	419917	峯 英幸
419918	大輪 駿文	419919	沙中 義樹
419920	高橋 繁夫	419921	松浦 圭太
419922	安納 一貴	419923	鈴木 清
419924	新海 浩	419925	井上 雅仁
419926	清田 峻吾	419927	酒井 亨
419928	塩川 裕貴	419929	鹿山 裕介
419930	清水 政人	419931	清水 義弘
419932	鏡 政介	419933	鹿島 清人
419934	加藤 順万	419935	亀田 裕志
419936	加羽 賢吾	419937	紀平 志
419938	貴多野秀史	419939	前田 憲治
419940	小原 兄	419941	岩坪 清一
419942	飯島 崇	419943	早川 亮
419944	今川 昌隆	419945	松尾 光恭
419946	早川 隆	419947	二村 英一
419948	児玉 征二	419949	梶間 克理